

3か月間

水道料金の基本料金が免除になります

長引くコロナ禍での原油価格や物価の高騰に対し、市民および事業者への支援として水道料金の基本料金を3か月間免除します。

期間

令和5年1月分(3月請求分)から3か月間

対象

上下水道局と給水契約を締結し、水道を利用している世帯および事業者

実施方法

水道料金の請求から基本料金相当額を差し引く方法で実施します。(申請不要です)

免除される1ヵ月分の基本料金

メーター口径	基本料金(税込み)
13mm・20mm	631円
25mm	1,711円
40mm	4,237円
50mm	10,052円
75mm	22,030円
100mm	58,605円
150mm・200mm	105,518円

ー 共同住宅などの所有者・管理会社のみなさんへー

上下水道局のメーター1個で複数の世帯へ給水している共同住宅についても、入居者の水道料金の請求に関して免除分を考慮頂きますよう、ご協力お願いします。